

南あ農振発第781号
令和6年2月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)
地域名 (地域内農業集落名)	倭文高 (倭文高)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻とたまねぎを中心とした露地野菜による農業経営を営む農家が多い。また、畜産農家もいることから耕畜連携が行われている。
地域内農地については、ほ場整備がほぼ完了しており優良農地において放棄田の発生はない。
しかし、山手に近いところでは鳥獣被害や法面が多く草刈りに労力を取られることから放棄田が発生しており、今後も増加することが懸念される。
さらに、担い手の高齢化も進んでいるため機械導入による草刈りや農作業の省力化が求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も各担い手による水稻、玉ねぎなどの露地野菜を中心とした農業経営は継続していく。
山手に近い圃場では獣害対策をしっかりと行い、草刈りは機械化することで農地の維持を図っていく。
ため池の堤の草刈りや水路掃除においては地域全体で取り組んでいく。
担い手への集約を進めていくと同時にさらなる機械化や労力軽減をすすめていく。
新規就農者へ地区内の先輩農業者など地区一体となり技術支援を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

大字倭文高地域内を当該区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域計画を毎年見直しを行う上で、農地を手放す農家が居た場合は、隣接する耕作者に農地中間管理機構を通じて貸付けを行い、集団化を進めていく旨、周知していく、地域のルールとしていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内の農地についてはほぼ、基盤整備が完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

当地域では専業農家と兼業農家どちらもおり、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とする。後継者のいる農家においては円滑な経営継承ができるように、また新規就農者へは地区内の決まり事や技術支援を地域一体となって取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域全体に侵入防止柵を設置する。それと同時に害獣の潜伏場所をなくすために畦や山際の草や雑木を除去する。定期的に見回りを行い柵の状態や侵入状況を地域全体で共有する。
- ②⑨耕畜連携を地区内で推進し、畜産農家から生産される堆肥を活用して減肥料の取組みを進める。また、肥料の局所施肥やフェロモントラップなどの新しい技術を取り入れ減農薬・減化学肥料に取り組んでいく。
- ③スマート農業については、現在、取組みはないものの、将来的には必要であるため、地域内の担い手にモデル経営体となってもらい、実証しながら地域に拡大していく。
- ④販路についてはJAや農家個々で独自販路を持っているが、国が輸出に力を入れていることもあり、有利販売が可能であれば検討していく。
- ⑦畦畔の草刈りや水路掃除、ため池の管理など地元住民が少なくなってくる中で、地域の取決めを共有する必要がある。また機械の導入や設備の更新ができるだけ省力化を進めていく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。離農した者が使っていた農業用機械や施設などは地域において情報を管理し、利用希望者が現れた場合に利活用できる体制を構築していく。